

首都機能移転三地域連絡会議 規約

(名称)

第1条 本会は、首都機能移転三地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、首都機能移転が日本の将来のために真に必要なであるとの認識のもとに、移転先候補地である三地域が連携して移転の必要性を訴えていくことにより、「首都機能移転」を実現させることを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 国民世論の醸成に必要な広報、啓発活動
- (2) その他連絡会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 連絡会議は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(経費)

第5条 連絡会議の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第6条 事務局は、移転先候補地である三地域、三重・畿央地域、栃木・福島地域、岐阜・愛知地域の順により1年交代による持ち回りとする。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

栃木県国会等移転促進県民会議 福島県首都機能移転促進県民会議 岐阜愛知新首都推進協議会 三重・畿央地域首都機能移転連絡会議
--